

## 予後情報提供申請手続要項

第1条 広島県地域がん登録票の届出医療機関は、当該届出医療機関から届け出た患者についての予後情報を必要とする場合には、その情報の提供を受けることができる。この場合、当該届出医療機関は、広島県健康福祉局長あてに「予後情報提供申請書」（様式第1号）により申請しなければならない。

第2条 提供する予後情報は、生死、死亡年月日、死因及びカルテ番号とする。

第3条 広島県健康福祉局長は、申請者に次のとおり回答する。

(1) 当該患者について、申請者から届出があったことが確認できた場合は、予後情報提供承認書（様式第2号）を交付の上、資料を提供する。

(2) 当該患者について、申請者から届出があったことが確認できない場合は、不承認の理由を付して通知する。（様式第3号）

第4条 予後情報を受領した申請者は、「予後情報受領書」（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を広島県健康福祉局長に提出するとともに、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 診断治療の評価のため以外には利用しないこと。

(2) 資料に関わる全ての機密保持について遵守すること。

2 広島県健康福祉局長は、予後情報提供記録（様式第6号）を作成し、提供の状況を把握する。

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広島県がん対策推進委員会で協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、提供する予後情報は、死亡年月日及びカルテ番号とする。

附 則

この要項は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年6月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年8月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年5月1日から施行する。